

（仮称）柳島スポーツ公園整備事業

実施方針

平成 2 5 年 1 2 月 9 日

茅 ヶ 崎 市

目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業に供される公共施設等の種類	1
(3)	事業の背景と目的	1
(4)	民間事業者に期待する事項	2
(5)	公共施設等の管理者の名称	2
(6)	事業方式と事業範囲	2
(7)	事業の期間	3
(8)	公の施設の設置及び管理について	4
(9)	選定事業者の収入	4
(10)	事業期間終了後の措置	5
(11)	特定事業の選定及び公表	5
(12)	事業スケジュール（基本協定締結から事業終了まで）	6
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1)	募集及び選定に関する基本的な考え方	7
(2)	募集及び選定の方法	7
(3)	募集及び選定の手順	7
(4)	応募者の備えるべき資格要件等	9
(5)	応募者の提案書の審査及び落札者決定の手続き	15
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
(1)	基本的な考え方	17
(2)	予想される責任及びリスクの官民分担	17
(3)	事業の実施状況のモニタリング	17
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
(1)	立地条件等	19
(2)	施設構成	21
(3)	整備方針	21
5	事業契約及び協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
(1)	事業契約及び協定の解釈に疑義が生じた場合の措置	22
(2)	事業契約及び協定に関する紛争が生じた場合の措置	22
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	23
(1)	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
(2)	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	23
(4)	金融機関と市の協議	24
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
(1)	法制上及び税制上の措置	25
(2)	財政上及び金融上の支援	25
(3)	国庫補助金等	25
(4)	その他支援に関する事項	25

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
(1) 議会の議決	26
(2) 入札に伴う費用負担	26
(3) 本事業に係る情報公開及び情報提供	26
(4) 既往調査報告書の貸出	26
(5) 実施方針の変更	27
(6) 実施方針等に関する問い合わせ先	27

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の名称

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業に供される公共施設等の種類

都市公園 (都市基幹公園 (運動公園))

(3) 事業の背景と目的

相模川河畔スポーツ公園は、長年にわたり、陸上競技、サッカー、ラグビー等の幅広いスポーツ活動や近隣住民の憩いの場として多くの市民に親しまれている施設であり、利用者数は年間3万人を超えている。

このように市民に親しまれている施設の周辺には、市民の交通の利便性の向上や災害からの安全性を保持するため、国の新湘南国道や相模川の築堤整備など、インフラ整備が計画されており、茅ヶ崎市 (以下「市」という。) は、これらの事業の早期整備が図られるよう、相模川河畔スポーツ公園を (仮称) 柳島スポーツ公園 (以下「本公園」という。) として、移転・整備することとした。

上述の移転計画により、新たな施設には、多様化する市民ニーズの受け皿となる柳島向河原地区の道路、下水道等の未整備、周辺農地への影響などにより、交通、環境、防災面での多くの課題を抱えている。

これらの問題を解決するため、市民や地権者、関係団体等からの意見を反映し、平成22年9月に「(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本計画」 (以下「基本計画」という。) を策定し、「人々が安心して集い、みどりを感じ、こころとからだを育む、周辺と一体となったスポーツ公園の整備」を基本テーマとして、本公園の整備を進めているところである。

まず、柳島向河原地区における本公園の事業区域を決定するために、平成23年11月に「茅ヶ崎市計画公園6・4・1号柳島スポーツ公園」が都市計画決定され、平成24年4月には事業認可を取得することで本格的に事業に着手し、総合競技場及びテニスコート等の運動施設と、駐車場を有する公園施設として整備を行う。

本公園の施設整備に当たっては、「都市公園法」 (昭和31年法律第79号) の規定に基づく施設を整備するとともに、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」 (平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) に基づく事業として実施する。

また、市は、施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的にPFI事業として実施することにより、民間事業者の経験やノウハウを活かしたハードとソフトが相乗効果を生み出すような事業・施設計画により、各施設に求められる役割・機能が最大限に発揮されることを期待するとともに、事業期間全体を通して、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案により、市民サービスの向上や市の財政負担の軽減、本公園周辺の活性化等が図られることを期待する。

(4) 民間事業者に期待する事項

市では、本事業の実施に当たり、次の事項の実現について期待する。

- ア 基本計画の「公園施設整備の基本テーマ」及び「公園施設整備ビジョン」を踏まえ、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設整備を図ること。
- イ 民間事業者の創意工夫によって市民ニーズに対応した施設の整備や維持管理・運営が行われることにより、スポーツの振興、市民の健康増進、地域に密着したサービスの展開を図ること。
- ウ 効果的かつ効率的な業務遂行や、長期的な施設の維持管理・運営を見据えた施設計画とすること等により、市の財政負担の一層の縮減が図られること。
- エ 本事業の実施によって周辺地域の活性化が図られることはもとより、市内事業者・店舗等の活用、地域人材の雇用、市内での資材や物品の調達、地域社会との連携等を通じて、地域への貢献、市内事業者の育成、市内経済の活性化が図られること。

(5) 公共施設等の管理者の名称

茅ヶ崎市長 服部 信明

(6) 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、P F I 法第7条の規定により選定された特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて選定事業者が本施設の維持管理及び運営を行う B T O（Build-Transfer-Operate）方式とする。

なお、本事業の事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 統括管理業務
 - (ア) 統括マネジメント業務
 - (イ) 総務・経理業務
 - (ウ) 事業評価業務
- イ 設計業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 設計業務
 - (ウ) 国庫補助金申請補助業務
 - (エ) 検査等対応業務
 - (オ) 地元説明会等の地元対応業務

- (カ) 各種申請業務
 - (キ) 各種審議会等対応業務
 - (ク) その他業務を実施するうえで必要な関連業務
- ウ 工事監理業務
 - (ア) 着工前業務
 - (イ) 工事監理業務
 - (ウ) 定期報告業務
 - (エ) 業務完了時業務
- エ 建設業務
 - (ア) 着工前業務
 - (イ) 建設工事業務
 - (ウ) 備品等の設置業務
 - (エ) 完工後業務
 - (オ) 検査及び引渡し業務
 - (カ) その他業務を実施するうえで必要な関連業務
- オ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 公園施設保守管理業務
 - (ウ) 設備保守管理業務
 - (エ) 備品等保守管理業務
 - (オ) 清掃業務
 - (カ) 植栽維持管理業務
 - (キ) 環境衛生管理業務
 - (ク) 修繕業務
 - (ケ) 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び公認再取得業務
- カ 運營業務
 - (ア) 開園準備業務
 - (イ) 運動施設運營業務
 - (ウ) スポーツ教室事業の実施業務
 - (エ) 集客促進業務
 - (オ) 駐車場及び駐輪場の運營業務
 - (カ) 安全管理・防災・緊急時対応業務
 - (キ) 行政等への協力業務
 - (ク) 周辺施設との連携業務
 - (ケ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

(7) 事業の期間

本事業の期間については、次のとおり予定している。

なお、選定事業者の提案により、下記事業の期間より供用開始予定日を早めることは可能とし、その場合、維持管理・運営期間の開始日を供用開始予定日に合わせることにする。

設計・建設期間	平成２７年１月～平成３０年３月２４日
供用開始予定日	平成３０年３月２５日
維持管理・運営期間	平成３０年３月２５日～平成５０年３月３１日

(8) 公の施設の設置及び管理について

本事業における施設については、次のとおり公の施設として設置及び管理する。

ア 設置及び管理に関する条例

本施設については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定める。

イ 指定管理者の指定

本事業の管理運営については、選定事業者を地方自治法第２４４条の２第３項の規定による「指定管理者」として指定する予定であり、指定の手続については、別途条例で定める。

(9) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおり予定している。

ア 市が支払うサービス購入費

市は、事業契約に基づき、次の対価をサービス購入費として選定事業者に支払う。

(ア) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、本事業の設計及び建設業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、国庫補助金・交付金（社会資本整備総合交付金）や地方債によって建設期間中に一時払い金として支払い、それ以外のその他財源を維持管理・運営期間中に割賦方式で支払うことを予定している。

(イ) 維持管理業務及び運營業務に係る対価

市は、維持管理業務及び運營業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間中において選定事業者に支払う。

イ 本施設について利用者から得る収入

選定事業者は、別途市が定める条例において上限が定められる本施設の利用料金収入、及び本施設を利用して実施する自由提案事業に係る収入を得ることができる。

(ア) 本施設の利用料金収入

本施設の利用料金収入は、選定事業者の収入とする。

(イ) 本施設を利用して実施する自由提案事業に係る収入

本施設を利用して実施する自由提案事業に係る収入は、選定事業者の収入とする。

なお、自由提案事業により本施設を利用する場合、本施設の利用料金は、自由提案事業を実施する選定事業者の負担とする。

ウ 独立採算により行う事業に係る収入

選定事業者は、自らの提案により、本事業の目的に合致する範囲において、自由提案施設等を整備し、その施設を利用した自由提案事業を実施することができる。当該事業については、選定事業者が独立採算にて実施するものとし、その収入は選定事業者の収入とする。

なお、この施設の設置に伴い必要となる土地使用料は、選定事業者が市に支払うものとする。

(10) 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後、本施設を継続して公の施設として供する予定である。選定事業者は、事業期間終了時に、要求水準書に定める「事業期間終了後時の引継ぎ業務」の要求水準を満足する状態で、本施設を市に引継ぐものとする。

(11) 特定事業の選定及び公表

ア 特定事業選定に当たっての考え方

市は、P F I 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（以下「P F I 基本方針」という。）及び「V F M（Value for Money）に関するガイドライン」などを踏まえ、本事業をP F I 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

イ 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定に当たり、次の手順により客観的評価を行う。

(ア) 市の財政負担額の定量的評価（V F M評価）

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額とP F I 事業として実施する

場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

なお、財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価する。

(イ) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合に、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準の向上が確認される等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をP F I 事業として実施することの適否を評価する。

ウ 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、平成26年3月（予定）に市のホームページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

(12) 事業スケジュール（基本協定締結から事業終了まで）

本事業の事業スケジュールについては、次のとおり予定している。

なお、選定事業者の提案により、下記事業の期間より供用開始予定日を早めることは可能とし、その場合、維持管理・運営期間の開始日を供用開始予定日に合わせるものとする。

基本協定の締結	平成26年10月
事業仮契約の締結	平成26年10月
契約締結・債務負担行為の議決	平成26年12月
事業契約の締結	平成26年12月
設計業務	平成27年1月～平成28年3月
建設業務・工事監理業務	平成28年4月～平成30年3月24日
供用開始予定日	平成30年3月25日
維持管理業務・運営業務	平成30年3月25日～平成50年3月31日
事業終了	平成50年3月31日

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定に関する基本的な考え方

市は、P F I 基本方針を踏まえ、次の基本的な考え方に従って、民間事業者の募集及び選定を実施する。

- ア 「公平性原則」に則り競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施する。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意する。
- イ 民間事業者を客観的に評価するため、客観的な評価基準を設定するとともに、有識者による委員会による審査を行う。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保する。
- ウ 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料と併せて速やかに公表する。
- エ 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表する。

(2) 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による、総合評価一般競争入札とする。

(3) 募集及び選定の手順

ア 募集及び選定のスケジュール（予定）

現時点での民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおり予定している。

平成25年12月9日	実施方針等の公表
12月20日	実施方針等に関する説明会の開催
12月24日	実施方針等に関する質問・意見の受付開始
平成26年1月15日	実施方針等に関する質問・意見の受付終了
平成26年2月上旬	実施方針等に関する質問への回答
3月	特定事業の選定・公表

4 月	入札公告（入札説明書等の公表）
4 月	入札説明会の開催
4 月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第 1 回）
4 月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第 1 回）
5 月	入札説明書等に関する質問への回答（第 1 回）
5 月	参加表明書及び資格確認申請書の受付
6 月	資格確認結果の通知
6 月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第 2 回）
6 月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第 2 回）
7 月	入札説明書等に関する質問への回答（第 2 回）
7 月	入札（提案書の提出）
9 月	落札者の決定・公表
10 月	基本協定の締結
10 月	事業仮契約の締結
12 月	事業契約の締結

イ 実施方針に関する説明会の開催

実施方針に関する説明会は、次のとおり開催を予定している。

日 時	平成 25 年 12 月 20 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで（予定）
場 所	茅ヶ崎市総合体育館 2 階 会議室 住所：〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 9 番 63 号
申込期間 及び時間	(1) 申込期間 平成 25 年 12 月 10 日（火）から 平成 25 年 12 月 18 日（水）まで ※土日を除く。 (2) 申込時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
参加方法	別添「様式 1」を E メールでスポーツ健康課に提出し、申し込む こととする。 E メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp (1) 別添「様式 1」は、Microsoft Excel ファイル方式で E メール に添付すること。 (2) 申し込み後、電話（0467-82-7136）で Eメール の収受を確認すること。
そ の 他	(1) Eメールの容量は、2メガバイト以下とする。 (2) 参加人数は 1 企業 2 名までとする。 (3) 実施方針等の資料は配布しないので、市のホームページから ダウンロードし、各自持参すること。 (4) 説明会当日は、現地集合、現地解散とする。

ウ 実施方針等に関する質問及び意見

実施方針等に関する質問及び意見の提出等については、次のとおりとする。

質問及び 意見の 提出方法	別添「様式 2」を E メールでスポーツ健康課に提出する。 E メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp (1) 別添「様式 2」は、Microsoft Excel ファイル方式で E メール に添付すること。
---------------------	--

	(2) 申し込み後、電話（０４６７－８２－７１３６）でＥメールの收受を確認すること。
提出期間 及び 受付時間	(1) 提出期間 平成２５年１２月２４日（火）から 平成２６年１月１５日（水）まで ※土日祝日、年末年始（平成２５年１２月２９日（日）から平成２６年１月３日（金））及び 平成２６年１月１４日（火）を除く。 (2) 受付時間 午前８時３０分から午後５時まで
回答及び 公表等	(1) 質問に対する回答については、平成２６年２月上旬に市のホームページにて公表する予定である。 (2) 意見については、内容を検討のうえ、必要に応じて入札説明書等に反映することとするが、個別回答や公表の予定はない。
そ の 他	(1) Ｅメールの容量は、２メガバイト以下とする。 (2) 電話による質問及び意見は受け付けない。 (3) 意見についての著作権は、意見の提出者に属するが、必要な場合、市はこれが無償で利用できるものとする。

(4) 応募者の備えるべき資格要件等

ア 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運營業務に当たる者（以下「運営企業」という。）で構成することを基本とし、これらの業務に当たる者以外の企業を含むこともできることとする。

設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業のうち複数を、一企業が兼ねることは可能である。また、複数の企業が各業務を分担して実施することも可能である。ただし、下記ウ(ウ) e に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとする。応募者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにすること。

(ア) 構成企業とは、下記カに示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。なお、建設企業及び運営企業は後述の「ウ 応募者の備えるべき資格要件等」に定めるように必ず構成企業に含めること。

(イ) 協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

構成企業及び協力企業の条件は下表のとおりである。

	出資の条件	各業務に当たる企業の参画条件
構成企業	特別目的会社への出資が必要	・建設企業及び運営企業は必ず構成企業として参画すること。
協力企業	特別目的会社への出資が不要	・設計企業、工事監理企業、維持管理企業が構成企業に含まれない場合は、必ず協力企業として参画すること。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう。

イ 構成企業及び協力企業の制限

参加表明書提出から落札者決定までの期間に、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (イ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定に基づく破産申立てがなされている者。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者。
- (オ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別精算の申立てがなされている者。
- (カ) 建設業法（昭和24年第100号）第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けている者。
- (キ) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）第3条又は第4条の規定に基づく指名停止期間中の者。
- (ク) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する者。また、契約後に該当することが判明した場合には当該事業契約を解除する。

- (ケ) 本市に税の納付義務を有する者であつて、これらの滞納がある者。
- (コ) 厚生年金等の社会保険制度に加入していない者（任意適用事業所を除く。）。
- (ク) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第3条に基づく建設業退職金共済契約を締結していない者又は雇用されている者が退職する際に一時金を支給していない者。
- (シ) 本事業にかかる「（仮称）柳島スポーツ公園整備事業に係る最適事業手法選定支援業務」又は「（仮称）柳島スポーツ公園整備事業PFIアドバイザー業務」に関与した者及びその者と資本面若しくは人事面において関連がある者（前項アの記載事項参照）。

なお、本事業にかかる業務に関与した者は下記のとおりである。

- a 株式会社三菱総合研究所
- b 株式会社オオバ
- c 株式会社松田平田設計
- d 東京丸の内法律事務所
- (ス) 本事業にかかる選定委員会の委員、及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。（前項アの記載事項参照）。

ウ 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務に当たる企業は、次の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

(ア) 設計企業

a 建築設計業務に当たる者

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。
- (c) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）を元請として設計した実績を有すること。

・ 陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む10,000㎡以上の屋外体育施設の設計

b 公園設計業務に当たる者

- (a) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルに登録されている者で、業種が「造園」として認定されている者であること。
- (b) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）

を元請として設計した実績を有すること。

- ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の設計

c 設計企業が単独の場合は、上記 a 及び b の全ての要件を満たすこと。

d 設計企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記 a 及び b の全ての要件を満たすこと、若しくは複数のうち少なくとも1者が上記 a の全ての要件を満たしかつ別の1者が上記 b の全ての要件を満たすこと。

(イ) 工事監理企業

a 建築工事監理業務に当たる者

(a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。

(b) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。

(c) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

- ・陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む10,000㎡以上の屋外体育施設の設計又は工事監理

b 公園工事監理業務に当たる者

(a) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルに登録されている者で、業種が「造園」として認定されている者であること。

(b) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

- ・都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）の設計又は工事監理

c 工事監理企業が単独の場合は、上記 a 及び b の全ての要件を満たすこと。

d 工事監理企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記 a 及び b の全ての要件を満たすこと、若しくは複数のうち少なくとも1者が上記 a の全ての要件を満たしかつ別の1者が上記 b の全ての要件を満たすこと。

(ウ) 建設企業

a 建築建設業務に当たる者

(a) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。

(b) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「建築一式」として認定されている者であ

ること。

(c) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。

(d) 平成元年以降に、次のいずれかの要件を満たす施設の新設又は改修工事(参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに施設の引渡しが完了しているものに限る。)を元請として施工した実績を有する者であること。

・公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程(公益財団法人日本陸上競技連盟)に基づく公認陸上競技場第4種以上の陸上競技場の建設工事

b 公園建設業務に当たる者

(a) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。

(b) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「土木一式」として認定されている者であること。

(c) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。

(d) 平成元年以降に、次のいずれかの要件を満たす施設の新設又は改修工事(参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに施設の引渡しが完了しているものに限る。)を元請として施工した実績を有すること。

・都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)、又は敷地面積が20,000㎡以上の造成工事

c 建設企業が単独の場合は、上記a及びbの全ての要件を満たすこと。また、必ず下記カに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

d 建設企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記a及びbの全ての要件を満たすこと、若しくは複数のうち少なくとも1者が上記aの全ての要件を満たしかつ別の1者が上記bの全ての要件を満たすこと。また、少なくとも上記の要件を満たす者は下記カに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

e 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

(エ) 維持管理企業

a 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

c 過去10年間以内に、地方公共団体が所有する体育施設(都市公園内に設置された体育施設を含む。以下「公共体育施設」という。)に関して、維持管

理を目的とした業務の元請として1年以上の実績を有していること。

d 維持管理企業が単独の場合は、上記 a から c の全ての要件を満たすこと。

e 維持管理企業が 複数の場合は、少なくとも1者が上記 a から c の全ての要件を満たすこと。

(ウ) 運営企業

a 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

c 過去10年間以内に、公共体育施設の運営に関して、指定管理者の代表企業として1年以上の実績を有していること。

d 運営企業が単独の場合は、上記 a から c の全ての要件を満たすこと。また、必ず下記カに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

e 運営企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記 a から c の全ての要件を満たすこと。また、少なくとも上記の要件を満たす者は下記カに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

(カ) 上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(ウ)に示す業務以外を担当する企業

a 平成25・26年度に茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

b 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に当たること。

エ 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知する。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とする。

(ア) 参加表明書提出以降、落札者決定までの期間に上記イ及びウにおいて定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。

(イ) 選定委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合。

オ 構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、下記カ(イ)に示す代表企業を除き、認めることがある。

カ 特別目的会社の設立

(ア) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社とし

て特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を市内に設立することを要件とする。

- (イ) 応募者の構成企業はＳＰＣに出資することとする。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成企業の出資比率の合計は、全体の５０％を超えること。
- (ウ) 全ての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。

(5) 応募者の提案書の審査及び落札者決定の手続

ア 審査に関する基本的な考え方

市は、客観的な落札者決定基準を設定し、有識者により構成される選定委員会において、公平性、透明性に留意し、応募者の提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。

イ 応募者の提案書の審査

- (ア) 応募者の提案書の審査は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、学識経験を有する者等で構成する「（仮称）柳島スポーツ公園整備事業ＰＦＩ事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が実施し、優秀提案を選定する。
- (イ) 優秀提案の選定については、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価する。

ウ 落札者の決定

- (ア) 市は選定委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。
- (イ) 選定結果は、落札者決定後、速やかに公表する。
- (ウ) 選定委員会の委員及び落札者決定基準については、入札公告時の公表を予定している。

エ 入札を中止する場合の措置

- (ア) 競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正、又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。
- (イ) 事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をＰＦＩ事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特

定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

オ 応募者の提案書の取扱い

- (ア) 応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で利用できるものとする。
- (イ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (ウ) 提出を受けた書類は返却しない。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想される責任及びリスクの官民分担

本事業における市と選定事業者の権利義務は、別紙「リスク分担表（案）」を基本とし、これに基づき市と選定事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとする。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

ア 市が実施するモニタリング

市は、選定事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理及び運営の実施状況について、モニタリングを行い、事業契約で定められた性能基準、サービス水準及び契約条項を選定事業者が遵守していることを確認する。

なお、モニタリングの方法、内容等については、別途事業契約書に定めることとするが、その概要は次のとおりである。

(ア) 設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が、提案書及び要求水準書に適合するものであるか否かについて、設計完了時に市に対して提出される設計図書の確認を行う。

(イ) 工事施工前

市は、(ア) のモニタリング実施後、工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

(ウ) 工事施工中

市は、選定事業者が設置する工事監理企業から定期的に報告を受け、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するため、建設工事期間中、必要な事項に係る中間確認を実施する。

(エ) 工事完成・施設引渡し時

市は、選定事業者から提出される施工記録及び完成検査結果の報告を受け、施設の状態が要求水準書に適合するものであるか否かについて、現場で確認を行うものとする。

(オ) 施設供用開始後（維持管理・運営期間）

市は、施設供用開始後において、要求水準書どおり維持管理業務及び運営業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

(カ) 事業期間中

市は、選定事業者の財務状況を把握するために事業期間中において毎年度、選定事業者より公認会計士等による監査を経た財務状況について報告書の提出を求め、選定事業者が本事業を円滑に遂行しうる財務状況にあるか確認する。

なお、財務状況については、選定事業者に資金を融資する金融機関から、財務状況のモニタリングに関して事業期間を通じて継続的に協力を得ることを予定している。選定事業者は、その点につき金融機関から協力が得られるよう十分配慮する。

イ 選定事業者が実施するセルフモニタリング

選定事業者は、自らが実施する業務の実施状況について、セルフモニタリングを行い、サービス水準及び契約条項を遵守していることを確認し、その結果を市に報告するものとする。

セルフモニタリングの具体的な方法については、選定事業者の提案をもとに、市と協議の上決定するものとする。

ウ モニタリングに必要な費用

市が実施するモニタリングに必要な費用は、原則として市が負担するが、モニタリングに必要な書類の整備や選定事業者が自ら実施するセルフモニタリング等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

エ モニタリング結果への対応

市は、モニタリングの結果、選定事業者が事業契約に定める性能基準・サービス水準及び契約条項を満たしていないと判断される場合は、選定事業者に改善勧告を行い、一定の期間を設けて改善策の提出及び実施を求めることができる。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、一定のルールに基づく市からのサービス購入料の減額等の措置を行う。

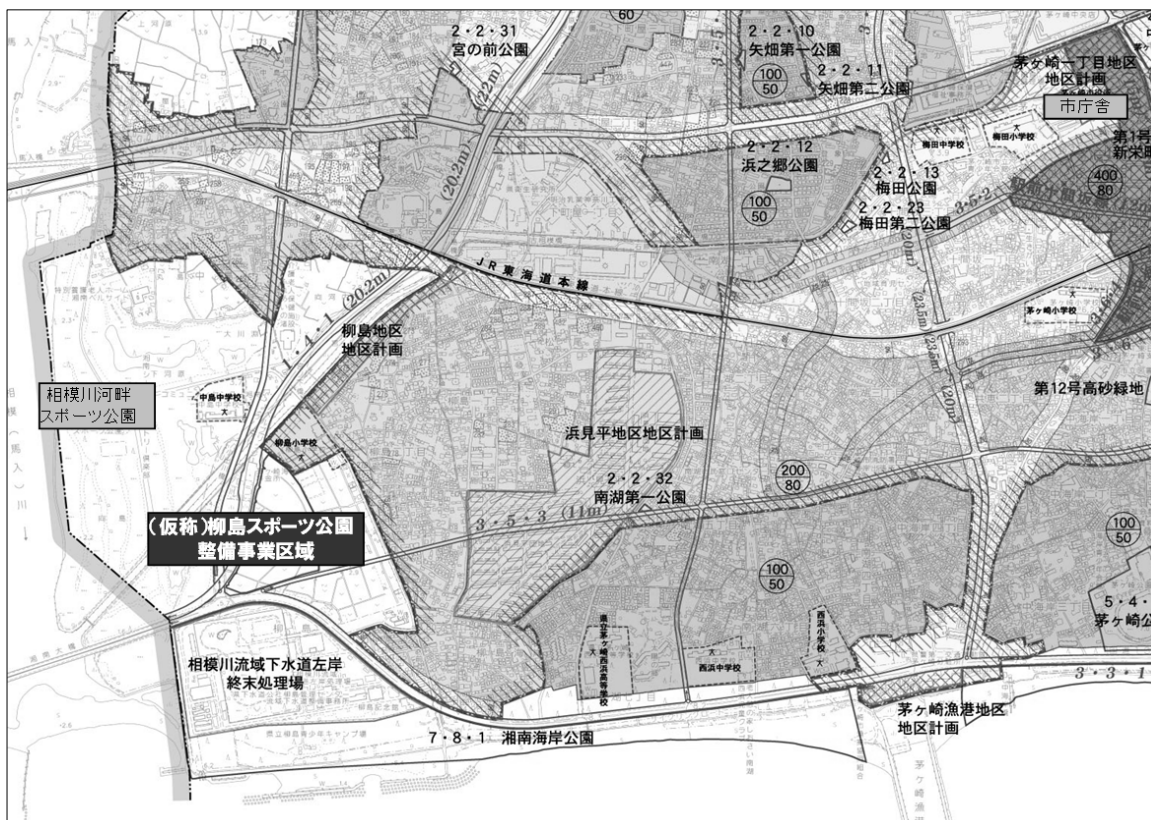
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件等

ア 立地条件

事業予定地	茅ヶ崎市柳島字向河原地内
敷地面積	約 6.5 ha
用途地域	用途地域指定のない区域（市街化調整区域）
建ぺい率	50%以下
容積率	100%以下
高度地区	指定なし
防火・準防火地域	指定なし
日影規制	用途地域指定のない区域（建築基準法第56条の2第1項及び茅ヶ崎市建築基準条例第7条）の規定に該当
高度利用地区	指定なし
地区計画	なし
都市施設	茅ヶ崎都市計画公園6・4・1号柳島スポーツ公園
接道条件	市道0121号線（柳島小和田線・鉄砲道）、市道2581号線 （いずれも、建築基準法第42条第1項第1号による道路）
建築面積	12%以下（都市公園法第4条及び都市公園法施行令第6条第1項第1号）
運動施設の敷地面積	50%以下（都市公園法施行令第8条第1項）
緑化面積率	30%以上（緑の政策大綱）
その他	整備事業区域は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域であるが、農用地区域ではない。

イ 位置



図表 1 整備事業区域の位置図

(2) 施設構成

本事業の施設構成については、次のとおり予定している。

施設名	要素
公園	園路、自動車用通路、広場、植栽地、駐車場、駐輪場、バスロータリー、防災施設、地下式調整池、トイレ、その他公園・管理施設
エントランス	メインエントランス、サブエントランス
屋外体育施設	総合競技場、テニスコート、ジョギングコース
建築施設	メインスタンド、公園管理室、救護室、競技運営室、更衣室（シャワー室含む）、多目的室、器具庫、防災倉庫、トイレ
自由提案施設	提案による（例：クラブハウス、スポーツジム、レストラン、サイクルステーション等）

総合競技場については、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競走路規程（公益財団法人日本陸上競技連盟）に基づく公認陸上競技場第3種（平成25年12月9日現在）に準じた仕様とする。

なお、本総合競技場はインフィールドに人工芝を予定しているため、公認陸上競技場第4種となるが、インフィールドを天然芝とした場合は、第3種を取得できる施設とする。

(3) 整備方針

本施設の整備方針については、次のとおりである。

- ア 市民の“からだ”や“こころ”の健康増進に寄与する施設整備を行う
- イ 誰もが安全かつ安心して利用できる公園整備を行う
- ウ 公園機能をもったスポーツ公園整備を行う
- エ 周辺施設・周辺道路整備と連携した公園整備を行う
- オ 周辺環境への影響低減に配慮した公園整備を行う
- カ 防災拠点としての機能をもった公園整備を行う
- キ 環境や経済性に配慮した整備を行う

5 事業契約及び協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 事業契約及び協定の解釈に疑義が生じた場合の措置

事業契約及び協定の解釈に疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

(2) 事業契約及び協定に関する紛争が生じた場合の措置

事業契約及び協定に関する紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア モニタリング結果に基づく事業契約の解除

選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を満たさない場合、又は選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

その結果、選定事業者が当該期間内に改善することができなかつたとき、市は事業契約を解除することができる。

イ 事業者の倒産等による事業契約の解除

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。

ウ 損害賠償

ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由による債務不履行、及び事業を継続する必要がなくなつた場合等、その他市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となつた場合、選定事業者は事業契約を解除することができる。

イ 損害賠償

上記アの規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となつた場合

不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となつた場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の

可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。

なお、この際には、指定管理者の指定についても同様に解除するものとする。

(4) 金融機関と市の協議

市は、選定事業者に資金供給を行う金融機関と一定の重要事項について、本事業が適正に遂行されるよう協議を行い、直接協定を結ぶことができる。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

市は本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、措置を行うことができるように努めるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、市を通して財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) 国庫補助金等

市は、本事業について国庫補助事業の適用を想定しており、本事業の対象施設（一部施設を除く）の設計費及び建設費の一部に国庫補助金・交付金（社会資本整備総合交付金）及び地方債を活用することを予定している。

国庫補助金・交付金（社会資本整備総合交付金）が計画どおりに交付されない場合、原則として市が資金調達してその過不足を調整する。

(4) その他支援に関する事項

市は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行うこととする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

ア 事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議決

事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案については、平成26年3月開催の市議会定例会に提出する予定である。

イ 事業契約の締結に関する議決

事業契約の締結に関する議案については、平成26年12月開催の市議会定例会に提出する予定である。

ウ 公の施設の設置管理条例に関する議決

公の施設の設置管理条例に関する議案については、平成26年12月以降に開催される市議会定例会に提出する予定である。

エ 指定管理者の指定に関する議決

選定事業者を指定管理者として指定することに係る、指定管理者の指定に関する議案については、平成26年12月以降に開催される市議会定例会に提出する予定である。

(2) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等において行うこととする。

(4) 既往調査報告書の貸出

市は、本事業に係る情報提供の一環として、基本設計図書等の既往調査報告書を貸出する。

なお、貸出の方法については、次のとおりである。

受付期間 及び 受付時間	(1) 受付期間 平成25年1月6日(月)から 平成26年1月31日(金)まで ※土日祝日及び平成26年1月14日(火)を除く (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
場 所	茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号 (茅ヶ崎市総合体育館内)

方 法	1 次の事項を記載した E メールをスポーツ健康課に送付する。 E メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp (1) 担当者名 (2) 企業名、所属、連絡先 E メールアドレス、電話番号 (3) 貸出希望日時 ※ E メール送付後、電話（0467-82-7136）で Eメールの到達を確認し、貸出日を調整すること。 2 別添「様式 3」を貸出日に 1 部提出し、基本設計図書等を借り受ける。
返却期限	貸出日から 2 営業日（土日祝日及び平成 26 年 1 月 14 日（火）を除く）午後 5 時まで
そ の 他	(1) Eメールの容量は、2 メガバイト以下とする。 (2) 貸出希望の状況によっては、受付期間を変更する場合がある。

(5) 実施方針の変更

市は実施方針公表後における民間事業者からの意見や提案等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

(6) 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

問い合わせ先	茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課 スポーツ担当
住 所	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
電 話	0467-82-7136（直通） 0467-82-1111（代表）6021
F A X	0467-82-7120
Eメールアドレス	sport@city.chigasaki.kanagawa.jp

別紙 リスク分担表（案）

【凡例】

○：主分担 リスクが顕在化した場合に原則として負担する。

△：従分担 リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	市	事業者
選定段階	入札説明書等リスク		1	入札説明書等、公募書類の記載の誤りに関するもの	市	入札説明書等、公募書類は市の責任で作成・配布する資料であることから、市がリスクを負担する。	○	
			2	内容の変更に関するもの	市	市の指示により事業内容や用途を変更する場合は、市がリスクを負担する。	○	
	応募リスク		3	応募費用の負担に関するもの	民	応募費用は、入札に参加する事業者が負担する。		○
	契約リスク		4	事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	市・民	契約手続は市と選定事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち、市にかかった費用は市が、事業者にかかった費用は事業者がそれぞれ負担する。	○	○
全段階共通	法制度・法令変更リスク		5	事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。	○	
			6	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		○
	許認可リスク		7	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更に関わるもの	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。	○	
			8	上記以外の許認可の新設・変更に関わるもの	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		○
			9	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
			10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
	税制リスク		11	事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	法制度	本事業の実施により特別に発生する税制度の新設、変更については、事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			12	法人の利益に課される税制度の変更に関するもの	法制度	法人税は事業者収益活動に対して係る税金であることから、事業者が負担する。		○
			13	消費税の変更に関するもの	法制度	消費税は、最終負担者である市が負担する。	○	
			14	その他の税制度の新設・変更に関するもの	法制度	その他一般的な税制変更については、本事業のみならず対応が必要なものであることから、事業者が負担する。		○
	政治リスク		15	政策の変更に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			16	議会承認に関するもの	市	市の事由によるものについては、市が負担する。	○	
					民	事業者の事由によるものについては、事業者が負担する。		○
	住民問題リスク		17	事業自体に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、実施主体である市が負担する。	○	
			18	建設・維持管理・運営に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
	環境問題リスク		19	選定事業者が行う、設計、建設、維持管理、運営業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	民	事業者が実施する業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		○
			20	土地に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	市	事業者
全段階共通	社会リスク	第三者賠償リスク	21	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			22	維持管理・運営業務に起因する騒音・振動等に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			23	施設の瑕疵による事故に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			24	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			25	市の実施する業務に関するもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
	債務不履行リスク	民間事業者債務不履行リスク	26	事業者の事業破綻・放棄や、契約違反・債務不履行によるもの	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
			27	事業者のサービス水準の低下	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
			28	無許可での事業者の交代又は事業者の義務の違反	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
			29	構成員等の能力不足による事業者の経済性の悪化	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
			30	予定日までに工事が完成しなかった場合	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
		公共債務不履行リスク	31	市の債務不履行	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
	資金調達リスク		32	市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			33	融資など民間事業者による必要な資金の確保に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
	不可抗力リスク		34	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象のうち通常の予見可能な範囲外のもの	不可抗力	自然災害又は人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものが起こった場合には、市が負担する。ただし、建設期間中は整備費の、維持管理・運営期間中は年間維持管理費・運営費の1%までの損害は事業者が負担し、これを超える損害については市が負担する。	○	△
	経済リスク	金利変動リスク	35	基準金利確定日までの基準金利変動に関するもの	その他	基準金利の確定は施設引渡し時を予定しており、それまでの金利変動については、基本的に市が負担する。	○	
			36	基準金利確定日以降の基準金利変動に関するもの	その他	基準金利確定以降の維持管理運営期間中の金利変動については、基本的に事業者が負担する。		○
		物価変動リスク	37	建設期間中のインフレ・デフレに関するもの	その他	通常予測可能な範囲内のものは事業者が負担し、通常予測不可能なものは市が負担する（詳細な範囲は契約書案に示す。）。	△	○
			38	運営期間中のインフレ・デフレに関するもの	その他	一定の範囲内のものは事業者が負担し、その範囲を超えるものは市が負担する（詳細な範囲は契約書案に示す。）。	△	○
	自由提案施設		39	自由提案施設に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
事前準備段階	用地取得遅延リスク		40	用地取得交渉の見込みが立たないことによる、事業遅延や事業中止に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	41	事業者の発注による工事請負契約の締結、内容、内容変更に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		測量・調査リスク	42	市が実施した地形・地質等調査に関するもの	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			43	事業者が実施した地形・地質等調査に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		設計リスク	44	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
			45	事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計変更	民	事業者の責によるものであり、事業者が負担する（VE提案の内容を含む。）。		○

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	市	事業者
建設段階	建設リスク	地質障害リスク	46	市があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	市	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			47	上記以外の地質障害、地中障害物等	民	事業者の裁量により対応することが可能と考えられるため、事業者が負担する。		○
		本施設敷地の造成工事リスク	48	事業者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		工事遅延リスク	49	市の事由による工事完了の遅延	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
			50	埋蔵文化財の調査による工事完了の遅延	その他	事業者の裁量外にあるため、市が負担する。	○	
			51	上記以外の事由による工事完了の遅延	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		施工監理リスク	52	施工監理に関するリスク	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		備品等納品遅延リスク	53	市が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
			54	事業者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		工事費用増大リスク	55	市の指示による工事費の増大・予算超過	市	市の責によるものであり、市が負担する。	○	
			56	上記以外の事由による工事費の増大・予算超過	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		性能リスク	57	要求水準未達	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		施設損傷リスク	58	使用前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
維持管理運営段階	維持管理リスク	計画変更リスク	59	市の事由による事業内容・用途の変更によるもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			60	上記以外の事由による事業内容・用途の変更によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		性能リスク	61	要求水準未達	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		施設瑕疵リスク	62	施設に瑕疵があったことにより発生した改善費用	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		維持管理費用増大リスク	63	市の事由による事業内容・用途の変更等における維持管理費の増大	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			64	上記以外の事由による維持管理費の増大	民	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		○
		施設・備品の損傷リスク	65	通常劣化によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			66	事業者の業務に起因するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			67	市の事由に起因するもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			68	第三者に起因するもの	その他	基本的に、原因者である第三者に対して損害賠償請求を行う。ただし、原因者が特定できない場合について、事業者の管理義務の懈怠により発生したものは事業者負担とする。また、市が負担すべき合理的な理由がある場合は、協議の上、市が負担することがある。	△	○
		修繕費増大リスク	69	事業者が策定する修繕計画の見込み違いによるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		陸上競技場の認定除外リスク	70	認定基準の新設・変更に関するもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			71	上記以外の事由によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	市	事業者
維持管理運営段階	維持管理リスク	利用者対応	72	指定管理者として対処可能な利用者からの苦情及び敷地内における利用者間のトラブル	その他	原則として、事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。ただし、市が負担すべき合理的な理由がある場合は、協議の上、市が負担することがある。	△	○
		需要変動リスク	73	利用者の増減による維持管理等の費用の変化	その他	原則として、事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。ただし、市が負担すべき合理的な理由がある場合は、協議の上、市が負担することがある。	△	○
			74	利用者の増減による収入の変化	その他	施設貸し出し、備品貸し出し、教室事業、飲食・物販事業等における収入の変動を指し、基本的に事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。ただし、震災時の防災拠点となった場合等、開園できない合理的な理由がある場合は、協議の上、市が負担することがある。	△	○
		事故発生リスク	75	市の事由に起因するもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			76	上記以外の事由によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		計画変更リスク	77	市の事由に起因する事業内容・用途の変更によるもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			78	上記以外の事由によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
	運営リスク	運営費用増大リスク	79	市の事由に起因する事業内容・用途の変更等における運営費の増大	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			80	上記以外の事由による運営費の増大	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		性能リスク	81	要求水準未達	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		事故発生リスク	82	市の事由によるもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
			83	上記以外の事由によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		自由提案事業に関するリスク	84	自由提案事業における収入の変化	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			85	自由提案事業における費用の変化	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		情報流出リスク	86	事業者の管理の不備によるもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			87	市の事由によるもの	市	市の裁量により対応すべきものであり、市が負担する。	○	
移管段階	移管リスク	施設の性能確保リスク	88	事業期間終了時における施設の性能確保に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
		移管手続リスク	89	事業の終了手続に関する諸費用の増加に関するもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
			90	事業者の清算手続に伴うもの	民	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○